

「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

- 1 **募集期間** 令和4年12月7日（水）～ 令和5年1月5日（木）
(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)
- 2 **意見の件数** 11件（藤沢市（0件）、茅ヶ崎市（11件）、寒川町（0件））
- 3 **意見提出者数** 1人（藤沢市（0人）、茅ヶ崎市（1人）、寒川町（0人））
- 4 **内容別の意見件数**

※	項目	件 数
—	湘南東ブロックし尿処理広域化方針全般に関する意見	2件
1 ○	経緯及び趣旨に関する意見	1件
2	地域概況に関する意見	—
3	現在のし尿処理施設の状況に関する意見	1件
4	し尿等排出量の将来予測に関する意見	—
5	し尿処理広域化の検討に関する意見	2件
6	し尿処理広域化方針に関する意見	—
7	広域化へ向けて整理すべき課題と方策に関する意見	—
8	今後のスケジュールに関する意見	—
—	パブリックコメント全般に関する意見	2件
—	その他の意見	3件
合計		11件

※ 「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）」の項目番号

○：一部修正を加えた項目

【お問合せ先】

寒川町 環境経済部 環境課 資源廃棄物担当

住所：〒253-0196 寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111(内線433) FAX：0467-74-1385

e-mail：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp

(意見及び2市1町の考え方)

■湘南東ブロックし尿処理広域化方針全般に関する意見（2件）

（意見1）

一概に広域化方針（素案）や広域化に反対しているのではなく、もう一度現状を見直す必要があると思う。

下水道接続が普及した場合、し尿処理施設は小規模になると思うが、処理方法によっては、広域の2市1町の湘南東ブロックが不要になるのではないか。

また、その方が事業費が総合的に削減するのではないか。（茅ヶ崎市）

（2市1町の考え方）

2市1町の公共下水道整備は、各市町の下水道事業計画に基づき進められておりますが、経済性などを総合的に判断して、将来的に公共下水道を整備しない区域や未整備区域などについては、引き続き浄化槽等で、し尿等の処理を行う必要があります。

このことから、浄化槽の維持管理で発生する汚泥及び仮設トイレのし尿を処理するし尿処理施設が今後も必要となり、単独の方針策定を行う必要があります。

し尿等の処理を取り巻く状況の中、湘南東ブロックとして搬入状況の変化、処理施設の老朽化、行政人口減少を見据えた総事業費（建設費、維持管理費等）の効率化、し尿等の処理に係る担い手の不足などの課題を踏まえ検討した結果、現状の単独施設を更新するより、2市1町での広域化が望ましいとの結論となりました。

今後、具体的な施設整備計画を検討する中で総事業費の削減に努めてまいります。

（意見2）

災害が発生した際、各自治体からの支援状況はどうなっているのか。（茅ヶ崎市）

（2市1町の考え方）

災害時の不測の事態が発生した際には、平成28年12月に締結した「神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書」により、施設の相互利用等の支援を受け処理を行う体制が構築されています。さらに大規模災害時など、神奈川県を通じた調整を行うとともに、県内施設だけの災害廃棄物の迅速な処理が困難な場合に備え、国の災害廃棄物処理支援ネットワークを活用し県外の民間事業者等への処理を委託するなど、対応を図ってまいります。

■ 1. 経緯及び趣旨に関する意見（1件）

（意見3）

1章 「経緯及び趣旨」

両施設の老朽化だけでなく、し尿の処理方法、下水道、広域化等のことがあまり書かれていない。（茅ヶ崎市）

（2市1町の考え方）

当該方針の策定は、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改正時に、し尿処理施設の老朽化が問題となり今後の方針について検討が必要になったことから、し尿処理施設の広域化可能性調査を実施したことが経緯となります。

一方で、し尿等の処理を検討する中で、各種計画等との関係は重要であるため、ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

修 正 後

1章 経緯及び趣旨

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町は、（省略）計画期間とした計画改定を行いました。なお、し尿や浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）についても一般廃棄物であることから、当該実施計画の趣旨を踏まえて検討しております。し尿等の処理に係る各種計画を表1-1に示します。

（省略）

このような社会状況や本広域化実施計画の進行管理を行っている中で、藤沢市、寒川町に1施設ずつある、し尿処理施設とも行政人口の減少や下水道普及率の向上により、将来の搬入量予測に対し既存施設規模に余剰が生じています。しかしながら、浄化槽の維持管理で発生する汚泥及び仮設トイレのし尿の排出が見込まれるため、今後ともし尿処理施設は必要であり、施設の老朽化、延命化等が課題となっています。

そのような状況から、令和3年度に、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」としてし尿処理広域化の検討業務委託を発注し、し尿等の広域的な処理方法を具体的に調査しました。

（省略）

表1-1 し尿等の処理に係る各種計画

	計画名称	計画概要
1	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町が互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にす

		るとともに、その事業実現に向けた計画。
2	<u>一般廃棄物処理基本計画</u> <u>藤沢市一般廃棄物処理基本計画</u> <u>茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画</u> <u>寒川町一般廃棄物処理基本計画</u>	<u>し尿等を含めた一般廃棄物の計画的な処理を推進するための計画。</u> <u>※湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画と整合性を図り市町個々で策定。</u>
修 正 前		
<p>藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町は、（省略）計画期間とした計画改定を行いました。</p> <p><u>また、平成30年6月（省略）求められています。</u></p> <p>このような社会状況や本広域化実施計画の進行管理を行っている中で、藤沢市、寒川町に1施設ずつある、し尿処理施設とも将来の搬入量予測に対し既存施設規模に余剰が生じていることや、それぞれ老朽化し延命化等が課題となっています。</p> <p>そのような状況から、令和3年度に、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」としてし尿処理広域化の検討業務委託を発注し、<u>し尿・浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）</u>の広域的な処理方法を具体的に調査しました。</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p>		

■ 3. 現在のし尿処理施設の状況に関する意見（1件）

(意見4) 1市1町寒川との広域の関係は現状どうなっているのか。（茅ヶ崎市）

（2市1町の考え方）

寒川町と茅ヶ崎市は平成5年4月1日に、「寒川町と茅ヶ崎市とのし尿処理の事務委託に関する協定」を締結し、平成7年12月にし尿処理施設として、寒川町へ「寒川町美化センター」を整備し、1市1町の広域運営により現在に至っています。

■ 5. し尿処理広域化の検討に関する意見（2件）

（意見5）

家畜等のし尿や糞は有機肥料として市販されているが、人のし尿は有機農法として利用できないのか。

汚泥再生処理センターとして環境省の循環型社会形成推進交付金を積極的に進めてください。また、そのことを分かりやすく説明してください。（茅ヶ崎市）

（2市1町の考え方）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条において、ふん尿の使用制限が定められており、し尿処理施設で処理する工程で発生した汚泥を脱水し、乾燥させて、たい肥として利用することができます。しかし、たい肥としての成分等基準がある事や作成したい肥を農家等で利用する必要があることから課題があるのが現状です。

また、広域化を検討している施設では循環型社会形成推進交付金を活用し、生ごみ等の有機性廃棄物をし尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する汚泥再生処理センターとして整備する予定です。なお、交付金を活用するにはし尿等の資源化を検討する必要がありますが、資源化には費用がかかるため、財政負担が最も少ない脱水汚泥をごみ焼却処理施設の助燃剤として資源活用する処理方式が最適であると考えています。

今後も、し尿等の利活用事例を研究するとともに、し尿等の資源化に努めてまいります。

（意見6）

広域化方針について、下水道への直接放流についても検討し、総合的に判断してほしい。（茅ヶ崎市）

（2市1町の考え方）

下水道へし尿等を直接放流するには、汚泥による詰まり防止、放流水質の悪化を避けるために破碎作業や希釀などの前処理が必要です。表5-4にて検討した処理方式の中では、単純希釀方式が最も下水道直接放流に近い方式となります。しかし、建設費については循環型社会形成推進交付金の対象外となること、また大量の希釀水が必要となり、維持管理費が最も高くなるため、総事業費を比較した結果、採用はしないこととなりました。

■パブリックコメント全般に関する意見（2件）

（意見7）

パブコメのPR（啓発、情報発信、提供、広報、説明会）をもっと十分に行ってほしい。
(茅ヶ崎市)

（2市1町の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市町の基本的な政策等の決定過程において、皆さまからご意見をいただける重要な住民参加の機会であると認識しており、実施にあたりましては、各市町のルールに基づき、広報紙やホームページ等により周知しております。

今後も各市町のルールに基づき、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、積極的な情報提供に努め、周知に取り組んでいきます。

（意見8）

表紙の案件のポイントについて、もっと課題を箇条書き等に絞って何点か書いてほしい。
(茅ヶ崎市)

（2市1町の考え方）

パブリックコメント手続は、各市町のルールに基づき、実施しております。当該方針素案については、本編が15頁に収まり、総評においても表にまとめ込んだことから、全体の要旨を記載することとし、ご意見をいただいた課題の箇条書きはいたしませんでした。

今後とも皆さんに分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

■その他の意見（3件）